

「政府資金を原資とする研究開発から生じた知的財産の研究目的のライセンスに関するガイドライン」対比表

2006年2月13日
研究における特許使用円滑化検討WG

ガイドライン（案）（資料1）	前回提出されたガイドライン（たたき台）（前回の資料5）
1. 基本認識	
<p>(1) 知的財産は、その創造、保護、活用を図ることによって、産学官連携や研究開発成果の事業化を促進し、イノベーションを通じてその成果を国民、社会に還元するための重要な役割を果たすものであり、大学等においても、知的財産の管理、活用のための体制やルール整備が進められてきたところである。</p>	<p>・(1) 「知識経済」という新たな環境の下で我が国が持続的な成長を遂げていくためには、イノベーションを持続的に生み出し、それらを経済活動の推進力としていくことが必要であり、そのためには、その源泉となる独創的かつ革新的な知的創造活動を刺激・活性化する必要がある。</p>
<p>(2) こうした知的財産制度は保護と利用のバランスにより適切に運用され、さらなる知的財産の創造活動を活性化することが重要であり、事業活動のみならず、研究活動に携わる者であっても、他者の知的財産権を尊重し、適正な配慮のもとに知的財産権を活用することが求められる。</p>	<p>・(2) また、特許発明等の知的財産は、適切に保護され活用されることが重要であり、事業活動のみならず、非営利目的の研究活動に携わる者であっても、他者の知的財産を尊重し、適正な配慮のもとに知的財産を活用することが求められる。</p>
<p>(3) とりわけ、大学等における研究活動が多様化し、そうした研究活動であっても特許権の効力が及ぶ場合（注1）が想定される状況においては、大学等は、知的財産を創造した権利者であると同時に、研究活動において他者の権利を使用する者でもあり、両者の立場から知的財産権の管理や活用を図ることが必要となっている。</p>	<p>・(5) このような状況において、研究を進めるにあたって知的財産権者からのライセンスが得られない、あるいは、差止めの権利が行使される等の事態が生じた場合には、研究自体が制限され、ひいては我が国全体としての知的創造活動の促進を阻害する恐れが生じうる。</p>
<p>(4) 知的財産の創造、保護、活用からなる知的創造サイクルは、活力ある創造活動を前提としており、我が国の知の創造拠点である大学等はその根幹を担っている。こうした重要な役割を担う大学等は、知的財産を活用して事業化等を促進するだけでなく、知的財産権を円滑に使用し、自由な研究活動を推進することについて、認識共有を深めることが必要である。</p>	<p>・(6) こうした知的財産権の紛争を未然に回避し、知的財産の円滑な活用と研究の自由度をできる限り確保するためには、知的財産権者や研究においてその知的財産を利用する者に対し、何らかの指針を提示することが必要である。</p>

<h2>2. 本ガイドラインの目的</h2>	
<p>(1) 本ガイドラインは、政府資金【のみ】を原資として得られた研究開発の成果(注2)である知的財産権は、公共性が高く、国としてその知的財産権の使用の円滑化を図る必要があることから、大学等(注3)の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究(注4)においてそれを使用する場合の基本的な考え方を示すものである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(7) そこで、本ガイドラインでは、政府資金を原資とした研究開発から得られた知的財産は公共性が高く、国としてその使用の円滑化を図る必要があることから、こうした知的財産の研究目的のライセンスに関する基本的考え方を示すこととした。 ・(1) 本ガイドラインは、上記の基本認識の下に、政府資金を原資として得られた研究開発成果(注1)に基づく大学等(注2)の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すことにより、知的財産の使用の円滑化と研究の自由度を確保することを目的とする。
<p>(2) 大学等の知的財産権者や研究においてその知的財産権を使用する者は、本ガイドラインに沿った実務運用を確立することにより、知的財産権に関する紛争を未然に回避し、知的財産権の使用の円滑化と研究の自由度を確保することが望まれる。</p>	<p>(該当なし)</p>
<p>(3) 本ガイドラインは、その基本的な考え方を研究コミュニティに広く普及し認識共有を進めることにより、研究における知的財産権の円滑な使用を図るものであり、【民間企業においても、知的創造サイクルの出発点である創造を担う大学の役割や、大学等における研究の自由度の確保の重要性について認識を共有することが望まれる。】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(3) また、本ガイドラインに示された基本的考え方については、研究コミュニティに広く共有されることにより、本ガイドラインの対象とならない場合の取り扱いも含めて、円滑な研究活動と知的財産の保護の両立が図られることが期待される。 ・知的財産権者に民間が含まれる場合の考え方(今後調整) ・本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく民間の知的財産又は民間と大学等の共有に係る知的財産について、大学等が非営利目的の研究においてそれを使用するための基本的考え方を示すものである。 ・(1) 知的財産権者は、本ガイドラインの趣旨に鑑み、大学等における非営利目的の研究活動の自由度ができるだけ確保されるよう、適切な対応を取ることが望まれる。 ・(2) この場合の知的財産の円滑な使用を確保する手段としては、非営利目的の研究を対象とするライセンス契約を結ぶ方法が考えられる。契約にあたっては、上記に示す知的財産権者が大学等である場合の基本的考え方をできる限り尊重する。
<p>(4) なお、本ガイドラインは、大学等の非営利目的の研究における知的財産権の使用に関する基本的な考え方を示すものであり、個々の契約等における最終的な判断は当事者に委ねられる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(4) なお、本ガイドラインは、非営利目的の研究における知的財産の使用に関する基本的な考え方を示すものであり、個々の契約等における最終的な判断は当事者に委ねられる。
<p>【(注) ライフサイエンス分野における汎用性が高く代替性の低いリサーチツールに係る特許については、その特許発明の原資が政府資金であるかに関わらず、研究における特許の使用の円滑化に関する諸問題について、今後更なる検討が必要である。】</p>	<p>(該当なし)</p>

<p>3 . 研究ライセンスの基本的考え方</p>	
<p>政府資金【のみ】を原資として得られた研究開発の成果に基づく大学等の知的財産権について、他の大学等が非営利目的の研究のためにその知的財産権の使用を求める場合は、以下の考え方に基づくものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・本章は、政府資金を原資として得られた研究開発成果に基づく大学等の知的財産について、他の大学等が非営利目的の研究において円滑に使用するための基本的考え方を示すものである。
<p>(該当なし)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1 . 大学等の知的財産権者は、その知的財産が他の大学等における非営利目的の研究において使用されることについて、研究の自由度が確保されるよう、適切な対応を取るべきである。 ・2 . 大学等の知的財産権者は、以下に示すライセンス契約又は自主的な権利不行使の宣言などにより、知的財産の円滑な使用を図ることが望ましい。
<p>(1) 大学等の知的財産権者は、他の大学等から、非営利目的の研究のための知的財産権の実施許諾(以下、「研究ライセンス」という。)を求められた場合、その求めに応じて研究ライセンスを供与するものとする。その場合の研究ライセンスは非排他的なものとし、当該研究を差し止めないことを原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2 . A . (1) 大学等の知的財産権者は、他の大学等から研究ライセンス(注3)を求められた場合、その求めに応じて速やかにライセンス契約を結ぶこととする。その場合、非排他的に実施を許諾するものとし、当該研究を差し止めないことを原則とする。 <p style="margin-left: 40px;">・2 . A . (1) (注3) 本ガイドラインにおいて「研究ライセンス」とは、非営利目的の研究のための知的財産の実施許諾をいう。</p>
<p>(2) 研究ライセンスに対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー(実費を除き無償)又は合理的なロイヤリティとする。ここでいう「合理的」の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・2 . A . (2) この場合の実施の許諾に対する対価については、原則としてロイヤリティ・フリー(実費を除き無償)又は合理的なロイヤリティとする。ここでいう「合理的」の判断にあたっては、非営利目的の研究が対象であることを考慮に入れなければならない。
<p>(3) 研究ライセンスの供与を受けた者は、研究ライセンスの対象が非営利目的の研究であることを認識し、その知的財産権を尊重する観点から、研究ライセンスの条件等についての遵守に努めるべきである。</p>	<p>(該当なし)</p>

<p>(4) 大学等の知的財産権者及び研究ライセンスの供与を求める者は、研究ライセンスが、簡便で迅速な手続きにより行われるよう努めるべきである。この場合、有体物の提供のための簡便な書類を参考とすることや、大学等の間での相互の包括的な研究ライセンスを活用することが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 . B . (1) 大学等の知的財産権者は、他の大学等における非営利目的の研究については権利を行使しない旨を予め宣言するという方法も考えられる。 ・ 2 . B . (2) この場合において、非営利目的の研究を行う者に対して知的財産の実施について事前に知的財産権者への報告を求める等、知的財産権者が何らかの妥当な条件を付すことは妨げられない。 ・ (1) 簡便・迅速な手続 ライセンス契約に伴う手続負担を最小限にするため、研究ライセンスのための特許実施許諾契約書など一定の書式が存在する場合は、当該書式を活用して研究ライセンスを許諾するなど、大学等の知的財産権者は、ライセンスに伴う手続を簡便・迅速に行うよう努めることが望ましい。
<p>(5) 研究ライセンスの供与にあたっては、別紙に示す留意点に配慮するものとする。</p>	<p>(別紙)</p>
<p>(6) 大学等の間における有体物の提供については、「研究開発成果としての有体物の取扱いに関するガイドライン」(平成14年7月31日)の基本的な考え方を参考とし、研究の自由度の確保のため、その円滑な使用に努めるべきである。</p>	<p>(該当なし)</p>
<p>4 . ガイドラインの普及等</p>	
<p>(1) ガイドラインの周知 関係府省は、本ガイドラインの基本的な考え方を、大学等【や民間企業】に対し広く周知し、大学等の研究の場において適切な運用が行われるよう、その普及に努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2) このため、関係府省は、本ガイドラインを踏まえ、政府資金を原資とする研究開発成果に基づく知的財産が、大学等の研究の場において適切に取り扱われるよう努めるものとする。 ・ (5) ガイドラインの周知 大学等をはじめ本ガイドラインに関係する者は、本ガイドラインに示す考え方を広く周知するとともに、契約等において活用されるよう努めることが望ましい。

<p>(2) 研究ライセンスの普及促進 関係府省は、本ガイドラインの基本的な考え方を普及するため、政府資金を原資とする研究開発の応募要領において、応募者の研究ライセンスに関するポリシーを確認する【又は応募の条件とする】ことを定め、その実務の普及を図る。</p>	<p>(該当なし)</p>
<p>(3) ライセンスポリシーの公表等 大学等は、紛争の予防や円滑な手続の実施の観点から、当該機関の研究者や知的財産権者等に対し、本ガイドライン【や特許法第 6 9 条に関する見解(注 1 参照)】を広く周知するとともに、研究ライセンスに関するポリシーの明確化、研究ライセンスのための簡便な書式の作成と公表に努めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (4) ライセンスポリシーの公表 大学等は、紛争の予防や円滑な手続の実施の観点から、本ガイドラインに関するライセンスポリシー (ライセンスについて一定の書式が存在する場合の当該書式を含む。) を事前に公表するよう努めることが望ましい。 ・ (5) ガイドラインの周知 大学等をはじめ本ガイドラインに関係する者は、本ガイドラインに示す考え方を広く周知するとともに、契約等において活用されるよう努めることが望ましい。
<p>(4) 特許情報等の活用 大学等は、重複研究や重複出願の防止及び紛争の予防のため、研究者による事前の特許情報等の調査を推奨するよう努めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (3) 特許情報の活用の奨励 大学等は、重複研究や重複出願の防止及び紛争の予防のため、研究者が事前に特許情報や従来技術文献情報等を活用できる体制を整備するよう努めることが望ましい。
<p>(5) 特許情報等の検索環境の整備 関係府省は、大学等における特許情報等のアクセス環境を高めるため、特許情報等の検索システム等の整備を進める。</p>	
<p>(6) 紛争への対応 大学等は、知的財産権に関する紛争を未然に防止するとともに、紛争が生じた場合の円滑な解決のため、法務機能の強化や専門家への相談体制の整備に努めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ (2) 法務機能の強化 大学等は、知的財産を巡る各種の紛争に備えるべく、紛争処理や事前の法的リスク低減といった法務機能の強化に努めることが望ましい。

注釈	
<p>(注1) 特許権の効力と試験研究の関係については、特許法第69条第1項に「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」と規定されているが、その場合の「試験・研究」の範囲については、特許発明それ自体を対象とし、改良・発展を目的とする試験に限定されているとの見解が有力である。また、実施者が企業であるか大学であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものでもないと解されている。この解釈を前提とすれば、非営利目的の研究であっても、特許権の侵害を問われ、研究が差止めの対象となる可能性も否定できない。一方で、本規定に関する判例は確立しておらず、非営利目的にとどまる研究については差止めの権利行使は認められるべきではないとの意見や、いわゆるリサーチツールのように新たな研究に不可欠な特許発明は広く研究に利用できるようすべきとの意見、特許法の規定の見直しを検討すべきとの意見など、研究に対する権利行使を巡り多様な見解がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(3) 特許権の効力と試験研究の関係については、特許法第69条第1項に「特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない。」と規定されているが、その場合の「試験・研究」の範囲については、特許発明それ自体を対象とし、改良・発展を目的とする試験に限定されているとの見解が有力である。また、実施者が企業であるか大学であるかの相違によって特許権の効力が及ぶ範囲が異なるものでもないと解されている。 ・(4) この解釈を前提とすれば、非営利目的の研究であっても、特許権の侵害を問われ、研究が差止めの対象となる可能性も否定できない。一方で、非営利目的にとどまる研究については差止めの権利行使は認められるべきではないとの意見や、いわゆるリサーチツールのように新たな研究に不可欠な特許発明は広く研究に利用できるようすべきとの意見、特許法の規定の見直しを検討すべきとの意見など、研究に対する権利行使を巡り多様な見解がある。
<p>(注2) 本ガイドラインにおいて「政府資金を原資として得られた研究開発」とは、契約の形態、資金の種類を問わず、直接経費に政府資金を用いた研究開発をいい、周辺経費(人件費・施設設備費・特許関連経費)のみに政府資金を用いた研究開発は除く。この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や独立行政法人科学技術振興機構(JST)等を通じて間接的に資金配分される委託事業費等も含まれる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(注1) 本ガイドラインにおいて「研究開発成果」とは、契約の形態、資金の種類を問わず、政府資金を原資(直接経費に限り、人件費・施設設備費・特許関連経費のみが政府資金を原資とする場合を除く。)として得られた研究開発成果をいい、この場合の政府資金には、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)や独立行政法人科学技術振興機構(JST)等を通じて間接的に資金配分される委託事業費等も含まれる。
<p>(注3) 本ガイドラインにおいて「大学等」とは、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人及び独立行政法人をいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(注2) 本ガイドラインにおいて「大学等」とは、国公立大学、大学共同利用機関、高等専門学校、国立試験研究機関、公立試験研究機関、研究開発を行っている特殊法人、独立行政法人をいう。
<p>(注4) 本ガイドラインにおいて「非営利目的の研究」とは、大学等において行われる基礎研究や事業化段階に入る前の研究をいう。ただし、本ガイドラインの性格上、これを厳密に区分するものではなく、大学等間における研究の自由度の確保という観点から対象を広げることを防げるものではない。</p>	<p>(該当なし)</p>

研究ライセンスに関する留意点（別紙）	
<p>(1) 大学等の知的財産権者は、研究開発成果の実用化その他の有効活用を図るために、排他的な実施権を供与する場合においても、可能な範囲で、他の大学等に対し研究ライセンスを供与する権利を留保しておくことが望ましい。</p>	<p>・ 3 . (1) 研究開発成果の実用化その他の有効活用を図るために、大学等の知的財産権者が排他的に知的財産の実施を許諾する場合においても、可能な範囲で他の大学等に対して研究ライセンスを許諾する権利を留保しておくことが望ましい。</p>
<p>(2) 大学等の研究者が他大学等へ異動した場合、その異動先において自己の非営利目的の研究が継続できるよう、その研究者の発明に係る大学等の知的財産権者は、当該研究者の求めに応じて速やかに研究ライセンスを供与することが要請される。</p>	<p>・ 3 . (2) 現在、大学等においては、所属する研究者の研究成果にかかる発明等の原則機関帰属化が定着しつつあるが、当該研究者が他大学等へ異動した場合においても、その異動先で行われる研究が非営利目的である場合には自己の研究が継続できるよう、大学等の知的財産権者は、当該研究者の求めに応じて異動先である大学等と速やかに研究ライセンスの契約を結ぶ、又は権利不行使の宣言をすることが要請される。</p>
<p>(3) 大学等の知的財産権者は、研究ライセンスに対するロイヤリティの支払の如何に関わらず、その知的財産の対象となっている有体物の作製・提供に要する費用その他の合理的な対価の支払を求めることができる。また、大学等の知的財産権者は、当該有体物の使用にあたって再分譲の制限などの制約を課すことができ、これに反する行為に対する差止めは妨げられない。</p>	<p>・ 2 . A . (3) 大学等の知的財産権者は、上記ロイヤリティの支払の如何に関わらず、その知的財産の対象となっている有体物の作製・提供に要する費用その他の合理的な対価の支払を求めることができる。また、大学等の知的財産権者は、当該有体物の使用にあたって再分譲の制限などの制約を課すことができ、これに反する行為に対する差止めは妨げられない。</p>
<p>(4) 研究ライセンスを得た者には、後続する研究開発の成果の公表の自由が原則として認められるべきであり、公表に対する制約は、未公開の発明を保護する必要がある場合など、合理的な理由がある場合に限られる。</p>	<p>・ 3 . (4) 後続する研究開発成果の公表の自由は原則として認められるべきであり、公表に対する制約は、未公開の発明を保護する必要がある場合など、合理的な理由がある場合に限られる。</p>
<p>(5) 知的財産権者から研究ライセンスの供与を受けて得られた研究開発成果をロイヤリティのベースにするいわゆるリーチ・スルー・ロイヤリティや、後続する研究開発成果についての非排他的ライセンスを元の知的財産権者に認めるグラントバックなど後続する研究開発成果に関して義務を課す条項については、権利者からの一方的なものであってはならず、合理的な理由に基づくものに限るべきである。なお、当事者間での合意が成立しない場合の差止めの権利行使については、本ガイドラインに示す非営利目的の研究を差し止めないとの原則が想起されるべきである。</p> <p>また、これらの条項を付する場合には「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月）をも踏まえ、独占禁止法第19条の「不公正な取引方法」に該当しないように留意する。</p>	<p>・ 3 . (3) 知的財産権者から研究ライセンスの供与を受けて得られた研究開発成果をロイヤリティのベースにするいわゆるリーチ・スルー・ロイヤリティや、後続する研究開発成果についての非排他的ライセンスを元の知的財産権者に認めるグラントバックなど後続する研究開発成果に関して義務を課す条項については、権利者からの一方的なものであってはならず、合理的な理由に基づくものに限るべきである。なお、当事者間での合意が成立しない場合の差止めの権利行使については、2 . A . (1) に示す非営利目的の研究を差し止めないとの原則が想起されるべきである。</p> <p>また、これらの条項を付する場合には「特許・ノウハウライセンス契約に関する独占禁止法上の指針」（平成11年7月）をも踏まえ、独占禁止法第19条の「不公正な取引方法」に該当しないように留意する。</p>

(該当なし)

・3.(5) 大学等が民間企業から委託を受けて行う研究に関し、他の大学等に知的財産権の実施許諾を求める場合については、以上のような非営利目的の研究の場合を参考にしつつ、個別契約の中で決定する。